

北海道ふるさと・水と土指導員設置要領

(趣旨)

第1条 中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号）第3の2の（2）に基づき、本道の中山間地域等において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材として、北海道ふるさと・水と土指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(指導員の委嘱)

第2条 農政部長は、農村地域の活性化に理解と情熱があり、地域住民活動の推進において指導的役割を担うことができる者を市町村長又は北海道土地改良事業団体連合会会長理事（以下「土地連」という。）からの推薦により、指導員に委嘱する。

2 指導員の委嘱期間は3年以内とし、再任されることができる。

3 農政部長は、指導員の委嘱を随時行うことができる。

4 1の農政部長への指導員の推薦は、該当する者がいるときは、随時、別紙1号様式の北海道ふるさと・水と土指導員推薦調書により行うものとする。

なお、市町村長の推薦にあつては、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由するものとする。

5 農政部長は、前項の規定により提出された推薦調書を審査し、相当と認めた場合は、指導員に委嘱する。委嘱後は速やかに、総合振興局長等を経由し、委嘱者に委嘱書を交付するとともに、市町村長に委嘱した旨通知するものとする。

6 農政部長は、指導員を新たに委嘱した場合は、その旨を北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会及び北海道ふるさと・水と土指導員会幹事会に報告するものとする。

(指導員の活動)

第3条 指導員の主な活動は次のとおりとする。

(1) 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金活動の推進及び協力

(2) 市町村基金活動への協力

(3) その他中山間地域の活性化に資する活動の推進及び協力

2 指導員は、当該年度の活動実績を別紙2号様式の北海道ふるさと・水と土指導員活動状況報告書により、次年度の4月末日までに市町村長及び総合振興局長等を経由し、農政部長に報告するものとする。

(研修会等の参加)

第4条 農政部長及び総合振興局長等は、指導員の第3条の活動に資するため、研修会等を開催するほか、国や道が実施する中山間地域の活性化対策に関する研修会等に派遣することができるものとする。

(旅費等)

第5条 指導員が第4条に規定する研修会等に参加する場合は、行政職給料表3級に相当する旅費等を支給することができる。

附則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月13日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月19日から施行する。

北海道ふるさと・水と土指導員推薦調書

【振興局: 】

【市町村名: 】

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
住所	〒 TEL _____		
職業			
推薦理由			
特記事項 (職歴、地域活動歴等)			

別紙2号様式

北海道ふるさと・水と土指導員活動状況報告書(年度)

年 月 日

北海道農政部長 様

市町村名: _____

指導員氏名: _____

次のとおり活動したので報告します。

1 研修会等への参加

月 日	活動項目	活動地域	活 動 内 容

2 土地改良施設等の保全活動及び地域住民活動

月 日	活動項目	活動地域	活 動 内 容	参加人員

3 事業への意見要望等

--